

# ボランティア保険

－ ボランティア活動中の事故のために －



より安心してボランティアを行なってもらうために・・・

社会福祉法人 我孫子市社会福祉協議会

この保険は、我孫子市の「我孫子市市民公益活動補償制度」で対象とならない個人及び団体に対して、我孫子市社会福祉協議会が独自にかけている保険です。なお、保険内容は、ほぼ同様の内容となっております。

## 保険加入が可能な方及び加入の手続き

- ① 個人でボランティアをしている方。ただし、事前に「個人ボランティア登録」または「ボランティア保険のみの登録(ボランティア活動が決まっている方の登録)」が必要です。
- ② 4名以下のボランティア団体・市民活動団体。ただし、「ボランティア・市民活動団体登録」及び「会員名簿」の提出が必要です。

## 保険の概要

この保険は、日本国内においてボランティアのみなさまが、ボランティア活動中に発生した偶然な事故によって、第三者の身体または財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったような場合、および、ボランティア自身がケガをしたり、死亡したような場合に対象となります。

- ※ 人格権侵害に起因する賠償責任事故も対象になります。
- ※ ボランティア自身の細菌性食中毒事故も対象になります。
- ※ ボランティア自身が感染症にかかり、治療を受けた場合および死亡され葬儀費用を負担された場合も対象となります。

## この保険で支払われる保障内容

### I 賠償責任事故が発生した場合

- ① ボランティア活動中のボランティアが第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったような場合
  - ② 不当な身体の拘束による自由の侵害・名誉毀損・口頭、文章、図画等の表示行為により、第三者に名誉毀損、プライバシー侵害等の人格を侵害し、法律上の損害賠償責任を負った場合には、損害賠償保険金額の範囲内でつぎのような費用が支払われます。
- ※ 治療費・入院費・通院費・慰謝料・休業料・葬儀料・死亡による逸失利益や物の修理代などの損害賠償金
  - ※ 裁判・調停・仲裁などの争訟費用
  - ※ 事故発生後の損害防止軽減費用(応急救助費・護送費・その他)



入浴ボランティア活動中、誤ってお年寄りにケガをさせた



家事援助ボランティア活動で、清掃中に誤って花瓶を落とした

## II 傷害事故が発生した場合

ボランティア活動中のボランティア自身が、急激かつ偶然な外来の事故(細菌性食中毒事故を含みます)でケガをした場合。

また、ボランティア活動中のボランティア自身が、感染症(「感染症の予防・感染症の患者に対する医療に関する法律を定める 1 類感染症、2類感染症、3類感染症」、結核、疥癬等を言い、医師の診断書を必要とします)にかかり、医師の治療を受けた場合、治療期間に応じて所定の感染症見舞金または死亡葬祭見舞金をお支払い致します。

- ※ 死亡保険金…事故の日から180日以内にそのケガがもとで死亡したとき
- ※ 後遺障害保険金…事故の日から180日以内にそのケガがもとで後遺障害が生じたとき  
例)両眼が失明したとき→100% 片腕を失ったとき→60%  
片眼が失明したとき→60% 片足を失ったとき→60%
- ※ 入院保険金…(入院の場合)生活昨日または業務能力の減失をきたし、かつ、入院し医師の治療を受けたとき、事故の日から180日を限度
- ※ 手術保険金…入院保険金が支払われる場合、そのケガの治療のために手術を受けた時は、入院保険金日額に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍、40倍)を乗じた額
- ※ 退院保険金…(通院の場合)生活昨日または業務能力の減少をきたし、かつ、医師の治療を受けたとき、事故の日から180日以内の通院日数に対し、90日を限度。ただし、平常の業務または生活に支障がない程度に治ったとき以降の通院に対しては、お支払いできません。



清掃ボランティア活動中、  
転んでケガをした



ボランティア活動に向かう途中、  
交通事故にあった



活動中、食べた弁当で、  
ボランティア自身が食中毒になった

## 保険金の額

損害賠償保険金 (てん補限度額)	対人・対物(受託品賠償)事故共通 … 最高1事故 5億円 免責金額はありません。
死亡保険金	500万円
後遺障害保険金	程度により最高500万円
入院保険金日額	3,000円
通院保険日額	2,000円
感染症見舞金	死亡 : 100万円 入通院 : 3万円~7万円



## ボランティア活動の範囲

- ① 活動場所と通常の経路における自宅との往復途上も対象になります。  
(但し、自宅からの往復途上の場合、加入者自身のケガのみが対象となり、対人・対物事故などの賠償責任については対象となりません。)
- ② 講習会・技能の習得・会議への出席も対象になります。
- ③ 宿泊をとまなう活動も対象になります。

## 保険金が支払われない場合 (主なもの)



### I 賠償責任事故について

- ① 保険契約者・ボランティアの故意による場合
- ② 地震・台風・噴火・津波・戦争・労働争議による場合
- ③ 自動車の所有・使用または管理に起因する事故の場合
- ④ 自動車・航空機・船舶・動物・現金・貴重品等の受託品に対する事故の場合
- ⑤ 同居の家族に対して負担する損害

### II 傷害事故について

- ① 保険契約者・ボランティア・保険金受取人の故意による場合
- ② ボランティアの自殺行為・犯罪行為・闘争行為による場合
- ③ ボランティアの無資格運転・酒酔い運転による場合
- ④ ボランティアの脳疾患・疾病・心神喪失
- ⑤ 他覚症状のない頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛
- ⑥ 地震・台風・噴火・津波・戦争・変乱・労働争議による場合
- ⑦ 海外での事故の場合



このボランティア保険は、通常の損害保険と同様にお考えください。

事故発生の際は、「事故証明書」や「領収書」、「診断書」などをご用意いただく場合がございます。

お問合せは…

社会福祉法人 我孫子市社会福祉協議会

電話 : 04-7184-1539 FAX : 04-7184-9929

受付時間 : 平日 9:00~17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)